

## 令和元年由仁町議会第2回定例会 第1号

令和元年6月18日(火)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、平成30年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
  - 4、平成30年度由仁町水道事業会計予算繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 令和元年度町政執行方針
- 6 令和元年度教育行政執行方針
- 7 一般質問
- 8 議案第 1号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の
- 9 議案第 2号 国際交流基金条例を廃止する条例について
- 10 議案第 3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第 4号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第 5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第 6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について
- 15 議案第 8号 令和元年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 16 議案第 9号 令和元年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 17 議案第10号 令和元年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 18 議案第11号 令和元年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 19 議案第12号 令和元年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 20 議案第13号 令和元年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 21 議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 22 議案第15号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 23 議案第16号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 24 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 25 会議案第1号 議員報酬及び定数に関する調査検討特別委員会の設置について
- 26 会議案第2号 閉会中の所管事務調査について
- 27 会議案第3号 議員派遣について

- 28 意見書案 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る要望意見書の提出に  
第1号 について
- 29 請願第 1号 「2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書」提出  
に関する請願について
- 30 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	後 藤 篤 人 君
	1番	大 畠 敏 弘 君		2番	加 藤 重 夫 君
	3番	早 坂 寿 博 君		4番	羽 賀 直 文 君
	6番	平 中 利 昌 君		7番	大 竹 登 君
	8番	佐 藤 英 司 君			

○欠席議員（1名）

5番 浮 田 孝 雄 君

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	中	島		哲
地	域	活	河	合	高	弘
住	民	課	山	影	寿	幸
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	川	原	田	直
町	立	診	安	達		智
町	立	診	今	澤	輝	隆
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	野	島		健
員	会	事				
務	局	長				

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	山	口	明	久	君
事		事	下	田	葉	月	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

- 議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。  
よって、令和元年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

- 議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 早坂君、4番 羽賀君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

- 3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。  
本委員会につきましては、三役の協議を踏まえ、6月13日開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の一部改正案5件、条例の廃止案1件、令和元年度各会計補正予算案7件、組合規約の変更3件、人事案1件の17件、議会提出案件として会議案3件、意見書案1件、請願1件、議会運営委員会の閉会中の審査の申し出1件の計6件であります。

続いて、議事運営の取り扱いにつきましては、議案第1号から議案第13号、会議案第1号から会議案第3号、意見書案第1号、請願第1号については単独上程とする、議案第7号 令和元年度一般会計補正予算案は予算審査特別委員会を設置の上、当委員会へ付託し、休会中の審査とする、請願第1号は総務文教常任委員会へ付託し、休会中の審査とする、一般質問については1日目の18日に行うことで意見の一致を見たところです。

本会議及び議事の日程は、1日目、18日は日程第1から日程第14、日程第29についてを日程第15として繰り上げ審議する、2日目、21日は予算審査特別委員会報告、総務文教常任委員会報告と残りの日程とし、付議事件全般について協議した結果、今定例会の会期については6月18日から6月21日までの4日間とすることで意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの4日間とすることに決定をいたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんおき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から平成30年度5月分及び令和元年度5月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

次に、3の平成30年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から平成30年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

次に、4の平成30年度由仁町水道事業会計予算繰越計算書の報告をいたします。町長から平成30年度由仁町水道事業会計予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。ごらんおきいただきたいと思います。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 平成31年第1回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受け付け状況についてであります。今年度の寄附金は、受け付けベースで6月1日現在639件、1,707万円となっており、昨年の同時期と比べますと件数は18件の減、金額は155万円の増となっております。件数が減少しているにもかかわらず金額が増加した要因といたしましては、特にお米の定期コースなどの

高額寄附が増加したことによるものであります。今月1日からふるさと納税は法改正に伴い新しい基準のもと再スタートしましたが、当町は来年9月30日までの1年4カ月間、総務大臣の指定を受けたことで引き続き所得税と個人住民税の控除対象団体となりました。今後もさらなる寄附をいただけるようPRに努めてまいります。

第2点目は、救急自動車の修理完了についてであります。本年1月、傷病者を搬送中の救急自動車が横転する事故が発生し、その概要につきましては既に同月開催の議会全員協議会で報告をさせていただいたところでありますが、この事故により破損した救急自動車の修理が6月5日に完了し、納車されました。その後、各種医療機器を積載し、救急自動車の操作性や資機材の点検確認を終えまして、6月7日午後からこの救急自動車による業務を再開しております。町民の皆様には救急自動車が長期にわたり不在となりましたが、このような事故が発生しないよう万全を期してまいりますとともに、救急出動体制を充実させ、救命率の向上に取り組んでまいります。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。昨年の地震により被災した道路の災害復旧につきまして、本年度へ繰り越した川端開拓線災害復旧工事ほか6件は、5月29日及び30日に着工し、現在資材の準備中であり、本年8月30日までに完成の予定となっております。

行政報告は以上3点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 平成31年第1回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告いたします。

町内小中学校の状況についてであります。初めに、5月1日現在の小中学校の学級数、児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級4学級を含めて11学級193名、由仁中学校は特別支援学級2学級を含めて6学級113名となっております。小中学校全体では17学級306名となり、昨年度と比較しますと児童生徒数で1名の減、学級数では2学級の増となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭24名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名、時間講師1名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計35名で、昨年度より1名減の教職員配置となっております。このほか道から派遣を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、町単費でALTが2名、介助員1名、事務補2名、特別支援教育支援員4名、校務補3名の計13名の職員がそれぞれ勤務しております。また、今年新たに教職員の負担軽減を目的としたスクールサポートスタッフ1名が5月中旬より中学校へ配置となったところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 令和元年度町政執行方針

- 議長（熊林和男君） 日程第5、令和元年度町政執行方針を上程いたします。  
町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

- 町長（松村 諭君）

「記載省略」

◎日程第6 令和元年度教育行政執行方針

- 議長（熊林和男君） 日程第6、令和元年度教育行政執行方針を上程いたします。  
教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

- 教育長（田中宣行君）

「記載省略」

- 議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時55分

- 議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 一般質問

- 議長（熊林和男君） 日程第7、一般質問を行います。  
一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、後藤君の発言を許します。

後藤君

- 9番（後藤篤人君） 私は、2点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

初めに、水道料金の改定についてであります。水道施設の更新については、以前より工事費の問題等などで先送りされておりました。しかし、良質な水道水の維持のためには施設設備への投資に係る応分の負担はやむなしという町民からの声も多くあります。今後の水道料金の改定についてどのようにされる見通しなのか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 水道料金の改定について後藤議員のご質問にお答えをいたします。

当町の水道事業は、昭和37年に由仁町上水道として認可されまして、昭和39年に由仁地区簡易水道として給水を開始いたしました。また、昭和44年には三川地区を給水区域とする三川地区簡易水道、昭和52年には川端地区を給水区域とする川端地区簡易水道が認可されまして、3地区4浄水場施設による水道水の給水を開始したのが始まりであります。

これらの水道事業につきましては、施設の老朽化や良質で豊富な水源を確保するため、平成27年7月から千歳川を水源とする石狩東部広域水道企業団からの上水の全量受水に切りかえ、町民の皆さんへ良質な水道水の供給を続けているところであります。そのような中で管路施設、水道管であります。管路施設につきましては順次法定耐用年数の40年を経過していることから、今後安定的、長期的に水道施設の管理運営は極めて重要な課題となっているところであります。

そこで、当町では、中長期的な視点に立った効率的で効果的な水道施設の更新を進めるため、昭和29年3月に由仁町水道施設更新計画を作成したところであります。幸い昨年の胆振東部地震におきましては当町の水道管の破裂による断水事故は発生しませんでした。近隣の自治体では地震によります被害をこうむり、破裂による断水などが多数見られ、地震などの災害に強い耐震性を有する配水管などの管路の整備更新、安全で強靱な災害に強い持続可能な水道施設構築の必要性、重要性を改めて考えさせられたところであります。

また、現在の水道事業会計は一般会計からの多額な繰り入れによって維持されていることから、計画的な更新を進めるために必要な費用の確保の点におきましても、この繰り入れがほぼ限界に達していることや、人口減少や節水器型の普及などによって使用水量が減少してきており、現在の水道料金体系では料金収入による更新事業の費用確保が難しく、今後進めていかなければならない更新計画への影響が懸念されているところであります。

今後、水道施設の計画的な更新を進め、安定した給水を図るため、ご質問のとおり、水道料金の見直し作業を進めまして、できるだけ早い時期に改定案を提案させていただきたいと考えているところであります。

（何事か言う者あり）

○町長（松村 諭君） 失礼いたしました。先ほど由仁町水道施設更新計画を策定したということで答弁をさせていただきましたが、策定いたしましたのは平成29年3月でございます。私、昭和と申し上げさせていただきました。誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 今町長のほうから水道施設の更新を進めるというような答弁をいただきました。もしそれについて具体的な時期等の計画があれば教えていただきたい。また、水道施設の更新計画を策定されたということですが、法定耐用年数が過ぎた水

道管はどれぐらいの距離があるのか、それについてもあわせて答弁いただければありがたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） まず、1点目の改定案をお示しする時期でございますが、今の段階でははっきりといつというふうに申し上げる段階までは、実は見直し作業を今進めているところでありまして、現在のところはっきりと皆様方の前で何月という形でお答えをすることはできない状況でございます。

もう一点は、耐用年数を過ぎた水道管のことでございますが、由仁町の管路の総延長は207キロであります。そのうち40年を経過した管路施設は約13キロであります。これが40年を経過しているということでございます。全体の6.3%に当たります。まだ法定耐用年数は過ぎておりませんが、20年以上経過した管路施設は146キロでございます。7割以上が20年以上経過していることになりまして、今後は加速的に法定耐用年数を迎えるようになってくるものと見込んでいるところでございます。

地震に強い耐震性を有しますダクタイル鑄鉄管などのいわゆる耐震管につきましては約65キロです。65キロが既に対策済みでございますが、昨年の胆振東部地震では震度5弱を観測いたしました。幸いにも水道管の破裂によります断水はありませんでした。継ぎ手がくるくる回るというやつですか、そういう耐震管を布設しておりますので、断水はありませんでした。いずれにしましても早急な対策が必要だと考えているところでございます。更新の時期につきましては、法定耐用年数を過ぎた管路施設を最優先として、できれば財政面を考慮しながら、料金改定も見越して、令和4年度からは更新事業を進めていきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 最後に、私は、今の町の財政状況等を踏まえて、水道関係から支出しているお金の規模等を考えて、早期にこれは実現しないと、財政全体に及ぼす影響も非常に大きいのではないかなというふうな感じを持っております。

それと、水道管の更新なのですけれども、毎年あちこちで水道管の破裂等の事故も起きているように聞いておりますので、これについても順次計画的に進めていただけることを希望して、質問を終わります。

続いて、2問目の質問に入りたいと思います。私は、平成28年に宅地造成を主としたインフラ整備の推進について一度町長の見解をお伺いいたしました。町財政の兼ね合いもありますが、まちづくりを推進する上において、財政の足かせが大きくなればなるほど町の発展の停滞を招くのではないかと危惧しております。それについて町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 後藤議員2点目のご質問のほうにお答えをいたします。

今後のまちづくりについてということでございますが、平成28年の第3回定例会におきましても一度ご質問をいただいておりますが、当町の財政状況の悪化が例えば宅地開発などを推進するための新規インフラ整備の足かせとなって、まちづくりそのものが停滞してしまうのではないかと、そういったご心配をいただいている質問でないかなと思うところでございます。

ご承知のとおり、財政状況は非常に厳しくなっております。現在の財政状況を鑑みたと、かつて私どものまちが由仁町土地開発公社とともに、由仁町土地開発公社が古川、東栄地区で行った宅地造成などのように、町が主体となって直ちに宅地造成に伴うインフラ整備に着手することは、現在の段階ではとても難しい状況となっているところでございます。

こういった整備につきましては、本来であれば町の財政状況にかかわらず、都市部のように民間企業による道路や上下水道の整備を含めた土地開発、宅地造成事業、いわゆる民間の活力は、直ちに人口増加や移住定住施策の促進による新しいまちづくりに効果があるというふうに認識をしているところであります。先ほども申し上げたとおり、当町の財政状況との兼ね合いもあります。

少子高齢、人口減少社会を迎えている中であって、今このような状況のもとでは、由仁の町内で遊休資産、未活用資産となっている土地所有者との連携を図り、私どもの財政状況を見ながら慎重に検討を重ねていきまして、土地所有者との連携によりソフト、ハードを融合したまちづくりを進めていくしかない。インフラ整備を進めていくのが得策ではないかなと考えているところでございます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 私も町単独での事業は余り考えておりませんが、今町長が言われたように、民活を利用した事業であれば、今言ったような事業を進めることも可能でないかなと。そのときに多分に足かせになるのは、町のいろんな条件の話もありまして、その辺についてももしそういう話があったときには、ぜひとも前向きな姿勢を持って推進に当たっていただきたいというふうに考えておりますので、その点よろしく願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 次の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は1点、財源確保と財政運営についてお尋ねをしたいと思っております。

前年度所得が確定されたようですが、前々年度に比べ給与所得は約7,500万円の増、農業所得は2億8,000万円の減、その他全体としては1億1,200万円の減となっております。秋には消費税8%から10%の増税も予定され、ますます景気の低迷も心配されるところであります。

こうした状況の中、町の財源確保であります。財源確保と今後の財政運営をどうなされ

ようとしているのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員のご質問にお答えをいたします。

国の公式な景気認識を示す月例経済報告では、本年5月の段階で輸出や生産の弱さが続いているものの緩やかに回復しているとしておりますが、その後に発表されました本年4月の景気動向指数、速報値であります。景気の基調判断は2カ月連続で景気後退の可能性が高いことを示す悪化に判断が据え置かれたところであります。

ご質問のとおり、本年10月には消費税率の引き上げが予定されておまして、国は駆け込み需要とその反動減に対して需要平準化策を講じておりますが、景気の動向は楽観視できるものではないと考えております。経済不況に限らず、天候不順や災害などによりまして町の収入が一時的に落ち込むことは十分に想定されることでありまして、年度間の財源の不均衡に耐えられるよう、町としての基礎体力をつけるべく財政の健全化に努めてまいりました。

現在は新たな行財政改革大綱であります。行財政改革大綱は策定しておりませんが、これまで4次にわたって進めてまいりました行財政改革は決して終わったわけではなく、継続して進めているところでございます。歳出削減と歳入確保を常に意識し、徹底した努力によりまして財政の健全化に取り組みながら、平成30年度末の財政調整基金の残高は29年度末とほぼ同額を堅持することができる見込みであります。

しかしながら、財源確保の1つの手段として、これまで遊休町有地等の資産売却も整理を進めてまいりましたが、既に処分できる場所はほとんど処分、売却しておまして、今後は非常に厳しい状況にあると見ております。町政執行方針でも申し上げましたが、先日試算が行われました人口減少によって地方公務員は3万人削減できるとし、自治体の決算における歳出総額が地方交付税算出の基礎となる地方財政計画と比較して恒常的に1億円前後下回っているとの理由で、使い切れない経費がこの計画に含まれている可能性がある」と報道がなされているところであります。

これら機械的に算出された疑問のある試算であります。歳入の5割近くを地方交付税に頼らなければならない当町にとっては、さらに厳しい環境となることが予想されます。町財政は依然として非常に厳しい状況が見込まれることから、住民を含めた組織などでの議論を含め、先ほどは水道料金の改定について答弁をさせていただきましたが、金銭的な負担ばかりではなく、あるいは老朽化した施設の閉鎖など、町民の皆さんに痛みを伴う負担をお願いしなければならない、もしかしたらそのようなお願いをしなければならないと考えているところであります。

さらには、行財政改革である程度の見通しができたということで一旦緩めた手を、もう一度改革の水準までメスを入れなければならないといった事案もこれからは考えていかなければならないと思うところであります。いずれにしましても人口減少社会への対応をしっかり進め、持続可能なまちとして財政の立て直しを進めていく考えであります。

（何事か言う者あり）

○町長（松村 諭君） 失礼しました。地方財政計画との乖離のところ私1億円と申し上げましたが、1兆円前後下回っているということでございます。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 非常に厳しい状況であるということは共通の認識として私も持っております。最初の質問でも述べましたように、臨時財政対策債を含めると地方交付税が減少傾向にある。一方では、地方税も減少傾向にある。今後の推移を考えますと、5年ごとに地方交付税も国勢調査によって見直しが行われますから、人口が減少するところほど地方交付税の絞り込みも厳しくなるということも予測されます。

資産売却も限界に達し、歳入歳出とも公債費に頼らなければならないということで、きょうはここで個々の財政力指数の問題については論議しようとは思っていませんけれども、相当絞り込んだ財政健全化計画を、よりリアルに検討して示すことも必要ではないかというふうに思われますが、その辺のことも含めて今後の財政運営、財政計画、どのように具体化しようかとされているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 私、まず一番大事なことは、町財政が非常に厳しいということをもまずは町民の皆さんに理解をしていただかなければならないと思っております。早期健全化団体に陥りまして、血の出るような削減、改革を進めてわずか2年で脱却をいたしました。これは本当に町民の皆さん、そして議会の皆さんのご理解をいただいた成果だと思っておりますが、脱却したことが町民の皆さんの一部の中に、これは私どもがきちんと発信していないのが悪いのではないかなと思うのでありますが、これで財政状況が町はよくなったというふうに思われている方がまだまだ町内にはたくさんいらっしゃるわけがあります。もちろん町の財政が非常に厳しいということをご理解していただいている町民の皆さんもたくさんいるのですが、一部にはこの事実を理解されていない町民の方がまだまだいらっしゃいますので、まず一番最初にやることは、町の財政状況がこのように悪いのだということを町民の皆さんにご理解していただくことがまず第一だというふうに考えております。

そして、行財政改革を進めました。もう切るところはないというところまでメスを入れて、徹底的にいたしました。しかしながら、当時政権が変わりまして、交付税が大幅に伸びた時期がありました。実は一旦ここで手を緩めてしまった、そういう経緯もありますので、その緩めた手、これはどうなのだと。将来にわたって必要なのかということも十分検討して行って、これからの事務事業の進め方も考えていかなければならない。ですから、真っさらにして、オールリセットをしてこれからの財政をどうするかということも考えることも必要であります。これまで進めてきたことをもう一度再検証して、住民の方に参画をしていただいて、これからの将来に向けた財政の立て直しということを進めていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） 入る金は限られても、出る金は決まっている。だから、預金が減って借金がふえていきますと、町長が述べられましたように、健全化団体にまた逆戻りせざるを得ないような懸念もあります。個々の問題については、一般会計、それから公営事業会計、特別会計等については今後常任委員会での審査やら調査の中で、個々のあれで明らかにしていられると思いますけれども、私も先ほどの質問でいたしましたように、健全化計画をよりリアルに早い時期に示されることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第7、一般質問を終わります。

◎日程第8 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第1号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、私の任期の関係から本年4月30日をもって終了しておりました町長、副町長及び教育長の給与の独自削減を、私のこのたびの任期中は継続して実施しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第1号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

条例の改正内容であります。先ほど町長が申し上げた提案理由のとおり、本年4月30日まで実施しておりました町長、副町長、教育長の給与削減を7月1日以降再開するものとなっております。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料をごらんください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

第1条関係は、由仁町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正で、給与の特例は附則第3項において平成28年4月1日から平成31年4月30日までと規定されておりましたが、これを令和元年7月1日から現在の町長の任期満了日であります令和5年4月3

0日までに改めるものであります。削減率は従来と同じく、町長が15%、副町長が10%としております。

続きまして、第2条関係は、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正で、町長、副町長と同様に特例期間を規定しております附則を改めるものであります。次のページをお開きください。附則の第3項が改正部分であります。教育長の給与につきましても従来と同率の8%を削減しようとするものであります。期間につきましては、町長、副町長と同じく令和元年7月1日から令和5年4月30日までとするものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和元年7月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤君

○8番（佐藤英司君） 私は、財政の厳しいのはよくわかりますけれども、町長の給料、副町長の給料、全道的に見て大変低い給料でございます。それですので、15%も削減しなくてもいいのではないかなと、そういう形だと思います。

それともう一点、これから行政、議会改革にそのまま続くのか、その点を聞きたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 私ども三役の給与の問題でございますが、まず1点目でございますが、全道的に低い水準ということではありますが、決して順位の問題ではないと思っております。給与に見合う分だけの仕事をどれだけしたのか。ノーワーク、ノーペイという言葉がございますが、私が町長としてこれをやりたい、こういうまちにしたいということを進めているわけではありますが、まだまだそれは執行方針でも申し上げましたとおり種をまいた段階で、やっと芽が出てきたものもあるわけですから、それに見合った給料であるという考え方もできるのではないかなというふうに私は思っております。

行財政改革のほうは引き続き進めておりまして、さらに延長する、あるいは視点を変えて由仁町財政のために、立て直しを進めるためにさらに進めていかなければならないということ为先ほどの大竹議員のご質問でも答えさせていただきましたので、給与を見直すというような、佐藤議員のほうから高い評価をいただいたことは大変うれしく思うわけではありますが、ぜひともこの提案を可決いただきたいと思うところでございます。

○議長（熊林和男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

反対討論の発言を許します。

佐藤君

○8番（佐藤英司君） 私は反対討論をさせていただきます。

先ほども言いましたけれども、由仁町の町長の報酬を下げますと、全道でベストテンに入るぐらいの低さでございます。低くした中、町長は、土日祭日休みなく、昼夜兼行で働いておられます。三役の報酬を削減することに対しては、私は反対をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 賛成討論の発言を許します。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 私は賛成の立場から発言させていただきます。

先ほども町長のほうからいろいろ財政の話をやりまして、大竹議員からも財政の質問、私のほうからも先ほどから財政絡みの質問をさせていただきましたけれども、町長の報酬をこのまま削減せずに行くというのは、今後町民負担が少しふえる部分もできてくるのではないかなというふうに予想する中で、町民の理解も得られづらいし、財政全般にとっても、ここから財政を再建するのだという気概も失われるのではないかなという気がいたしますので、今回の町長の提案については賛成とさせていただきます。

○議長（熊林和男君） ほかに反対討論者はおりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 由仁町長及び副町長の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第2号 国際交流基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 国際交流基金条例を廃止する条例について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、昨年まで実施しておりましたゆめつく21ジュニア海外派遣事業の終了に伴い、その財源として活用しておりました国際交流基金を廃止しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（中島 哲君） 議案第2号 国際交流基金条例を廃止する条例について内容の説明をいたします。議案の3ページをお開きください。

国際交流基金につきましては、町内の児童生徒等の海外派遣及び諸外国からの受け入れ等によって国際交流を図り、国際的な視野を広げるための資金として平成13年に設置をしたところであります。基金の設置後は中学生を海外に派遣するゆめつく21ジュニア海外派遣事業の資金として活用してまいりましたが、このゆめつく21ジュニア海外派遣事業が昨年度をもって終了したこと、小中学生を取り巻く外国語教育の環境が大きく変化し、今後は国際交流にとどまらず、多様かつ柔軟な事業展開が必要となるため、使途が国際交流に限定されている基金の活用見込みがないことなどから、廃止をすることとしたものであります。

なお、基金の残額325万8,937円につきましては、このたびの補正予算で全額を一般会計に繰り入れ、教育関連の経費に100万円を充当し、残った225万8,937円を財政調整基金へ積み立てることとしております。

附則としまして、条例の施行日を公布の日からとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 国際交流基金条例を廃止する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第3号

○議長(熊林和男君) 日程第10、議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に対する町民税の減免規定の創設及び地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、収益事業を行わないNPO法人に対しまして法人町民税の所得割の減免規定を創設するほか、平成30年4月1日及び平成31年4月1日施行の地方税法等の一部を改正する法律の施行などに伴いまして、個人町民税の課税時の控除方法の見直し、法人町民税の電子申告の義務化、軽自動車税の環境性能割と取得割の見直し、町たばこ税率を段階的に見直そうとするものでございます。

議案第3号資料1、由仁町税条例の一部を改正する条例案新旧対照表によりご説明いたしますので、1ページをごらんください。右が現行、左が改正案でございます。なお、第3号資料の由仁町税条例の一部改正の主な内容の右欄、改正の内容とあわせてご確認をお願いいたします。なお、今回の改正は、施行期日の関係から5条立てとなっております。また、今回創設する規定が多いことから、新たに創設する規定の中身につきましてはその内容を説明させていただきますので、ご了承ください。

1ページのほうに入ります。第1条関係で、第23条は町民税の納税義務者等の規定で、第1項は文言の整理をするもの、第2項では人格のない法人町民税の適用に当たりまして、後ほどご説明いたします第47条第1項の改正に伴う追加される規定について、この項に

おきまして除外する規定を加えるものでございます。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲の規定で、改正案欄第1項第2号で所得割の非課税対象所得限度額を135万円に改めまして、第2項で均等割の非課税所得額を10万円加算する旨の規定を加えるものでございます。

2ページをお開きください。第33条の2、所得控除の規定及び第33条の5、調整控除の規定では、改正案欄で前年の合計所得金額が2,500万以下とするよう所得要件の文言を改めまして、第33条第1項第1号及び第2号は文言の整理をするものでございます。

3ページをお開きください。第47条は、法人の町民税の申告納付の規定で、改正案欄の第10項から第12項まで法人の申告方法について、内国法人の電子情報処理組織による提出義務規定の3項を加えまして、第1項でその追加規定に伴いまして項を整理しようとするものでございます。なお、10項の内容につきましては内国法人の申告方法、それから11項、12項は10項の申告を納税申告とみなす規定とするものでございます。

次ページをお開きください。第50条は、町民税の減免の規定で、改正案欄で先ほどご説明しました町内で活動するNPO法人のうち収益事業を行わない法人を第5号に加えまして、同様に第4項でその法人に対し均等割を減免するという規定を加えるものでございます。

続きまして、その下、附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定で、改正案欄で第23条第1項の改正に合わせまして所得割限度額を10万円加算する文言を加えるものでございます。

続いて、下段のほうに行きまして、第2条関係の第35条の2、町民税の申告の規定で、改正案欄で申告記載事項を簡素化する第7項を加えまして、現行欄の第7項以降を改正案欄で1項ずつ繰り下げるものでございます。

5ページをお開きください。中段の第35条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定で、改正案欄で見出しを「扶養親族等申告書」に改めまして、第1項第3号の単身児童扶養親族者を申告記載事項とする旨の規定を加えまして、現行欄の第3号を改正案欄で1号繰り下げるものでございます。

下段のほうに行きまして、第35条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定で、改正案欄で見出しを先ほどの条と同じく「扶養親族等申告書」に改めまして、所得税法の条項と文言の整理をするほか、先ほどの条と同じく第1項第3号で単身扶養親族者を申告記載事項とする旨の規定を6ページに加えております。それに伴いまして、現行欄の第3号を改正案欄で1号繰り下げるものでございます。それから、第2項及び第4項は、条項を整理するものでございます。

6ページの下段、第35条の4は、町民税に係る不申告に関する過料の規定で、改正案欄で第35条の2の改正に伴いまして条項を整理するものでございます。

7ページをお開きください。第92条の2は、製造たばことみなす場合の規定でございまして、改正案欄で文言の整理をするもの、第93条は、たばこ税の課税標準の規定で、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの換算方法の率を改正案欄で0.6と0.4に改める

ものでございます。

下段のほうに行きまして、改正案欄の附則第15条の2を軽自動車税の環境性能割の非課税の規定として、8ページをごらんいただきまして、地方税法で定める自家用軽自動車に対して令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に取得した場合に限りまして軽自動車税の環境性能割を非課税とする規定を加えるものでございます。それに伴いまして、現行欄の15条の2の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例規定を改正案欄で第15条の2の2としまして、北海道が行う軽自動車の環境性能割の賦課徴収に当たりまして新たに第2項から第4項までの特例規定を3項加えるものでございます。

9ページをお開きください。第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定で、改正案欄に第3項として環境性能割の税率につきまして、令和元年から令和2年9月30日までの間に新たに番号登録をした軽自動車税に対しまして環境性能割の税率を100分の2ではなく100分の1としようとする規定を加えるものでございます。

第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、各項ごとに軽自動車の適用区分、それから初回登録番号指定期間ごとの種別割の課税額を10ページの第4項までそれぞれ規定しておりますけれども、改正案のとおり、軽自動車税の区分、初回車両番号指定の期間、それからその期間の課税年度の文言をそれぞれ整理しようとするものでございます。

続いて、16条の2へ行きますので、11ページをお開きください。失礼しました。10ページでございます。10ページをお開きいただきまして、第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例で、改正案で見出し、それから第1項から第3項までそれぞれ種別割の文言を加えるものでございます。

続いて、12ページをお開きいただきまして、失礼しました。11ページですね。申しわけありません。その下、第4項の現行欄を削るものでございます。大変失礼いたしました。

続いて、11ページをお開きください。そのままでございます。大変失礼いたしました。中段の第3条関係で、第24条の個人の町民税の非課税の範囲の規定におきまして、現行欄、第1項第2号の非課税対象者に改正案欄で単身児童扶養者を加えるものでございます。

続いて、その下、附則第16条の軽自動車税の種別割の税率の特例の規定で、こちらは改正案欄に、次ページのほうをごらんいただきまして、第5号として令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回番号登録指定を受けた軽自動車の種別割に限りまして第2項の規定を適用するという旨の規定を加えるものでございます。

第16条の2の軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定で、改正案欄で第16条の改正によりまして項を整理するものでございます。

その下、第14条関係の第93条、たばこ税の課税標準の規定で、改正案欄、第3項の令和2年10月1日以降のたばこ税の課税に係る紙巻きたばこへの換算方法の率について改正案欄で0.4と0.6にそれぞれ改めまして、第3号で所得税法の改正に伴う条項を改めるものでございます。

13ページをお開きください。第94条、中段でございます。たばこ税の税率の規定で、

改正案欄で課税金額を6, 122円に改めるものでございます。

続いて、第5条関係で第47条、法人の町民税の申告納付の規定の中で、第1条の改正の内容と同様に新たに13項から、16ページにわたりますけれども、17項までの規定を加えるものでございまして、こちらも電子情報処理による提出義務規定を4項加えるものでございまして、第1項のほうでこの追加の規定に合わせまして項の整理をするものでございます。

最後に、附則のほうに行きますので、15ページをお開きください。附則といたしまして、第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行しようとするものでございまして、第1項から第6項に掲げる規定につきましては、それぞれ各号に定める日から施行しようとするものでございます。

16ページをお開きください。第2条の適用日の特例につきましては、第50条第1項第5号、第4項の適用に当たりまして、公布の日前に北海道税条例第37条第2項により道民税の減免を受けている法人についてはその適用を受けた日から適用するものでございます。こちらは、先ほどのNPO法人の減免規定の適用の規定になります。

第3条及び第4条は、町民税に関する経過措置で、第3条第1項から第3項までは、各項に規定する附則第1条各号に掲げる施行期日以後の改正後の条例の各条項の規定につきましては、町民税の申告時における申告書について各項に記載されたとおり適用しようとするものでございます。第1項は個人の町民税の申告について、第2項については申告の給与に係る申告書の提出について、第3項は申告の公的年金の提出についての適用でございまして。

17ページをお開きください。第4条第1項は、附則第1条第5号の規定による改正後の条例の規定中個人の町民税に関する部分につきましては令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度までの分につきましては従前の例によるものです。第2項は、附則第1条第3号に掲げる日、施行日以後の法人の町民税に関して、この項に規定する改正後の条例の各条項につきましては施行日以後においてこの項に記載されたとおり適用しようとするものでございます。

第5条及び第6条は、軽自動車税に関する経過措置で、第5条第1項は、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について、第2項は軽自動車税の種別割に関する部分は令和2年度以後の年度分について適用しようとするものでございます。

第6条は、附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の条例の規定は令和3年度以後の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度までの軽自動車税の種別割についてはなお従前の例によるものです。

第7条は、町たばこ税に関する経過措置でございまして、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる施行の日前に課した、または課すべきであった町たばこ税についてはなお従前の例によるものです。

第8条は、手持ち品課税に係る町たばこ税で、第1項は令和2年10月1日前に業者が

所持するたばこをその日以後に逸失した場合についても売り渡しとみなして課税しまして、課税方法、それから申告方法、納付方法、課税する場合の条例の各条項の適用規定を第4項まで規定しておりまして、それぞれの条項については表のとおり読み替えようとするものでございます。第5項は、課税後において契約の解除などによりまして返還が発生した場合の条例第98条に規定している製造たばこの返還があった場合における控除などの規定の取り扱いについて規定しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時15分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第4号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、本条例の基準であります厚生労働省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第4号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

本条例は、児童福祉法に位置づけられました家庭的保育事業等の地域型保育事業に係る基準条例であり、このたびの改正は、厚生労働省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に合わせまして、本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、新旧対照表で説明しますので、議案第4号資料をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

まずは、総則に係る規定のうち第6条であります。保育所等との連携で、第2号の改正は、第2項から第5項までを追加することによる文言の整理、第2項の追加は、第1項第2号に規定する代替保育の提供に係る保育所等の連携施設の確保が困難である場合、同号の規定を適用しないことができる旨の規定、2ページをごらんください。第3項は、第2項の規定を適用する場合、小規模保育事業者などの連携協力者を確保することについての規定の追加、第4項は、第1項第3号に規定する家庭的保育終了後の教育保育の提供におきまして連携施設の確保が困難な場合、同号の規定を適用しないことができる旨の規定の追加、第5項は、第4項の規定を適用する場合、事業所内保育事業者などの連携協力者を確保することについての規定を追加するものであります。

3ページをお開き願います。第16条は、食事の提供の特例で、第2項は、外部からの食事を搬入する際の搬入施設を規定しており、第4号といたしまして、保育所、幼稚園、認定こども園などから調理業務を受託している事業者で、町が適当と認めるものの規定を追加しようとするものであります。

第28条は、小規模保育事業所A型の設備の基準で、第7号イのとおりであります。4階以上の階の施設または設備におきまして、4ページをお開き願います。こちらで建築基準法施行令の改正により特別避難階段の構造基準に関する規定が改正されたことに伴います文言の整理であります。

第29条は、小規模保育事業所A型の職員、第31条は、小規模保育事業所B型の職員に関する規定で、それぞれ第3項で、保育士とみなすことができる職種に准看護師を追加するものであります。

第43条は、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準でありまして、5ページをごら

ん願います。第8号イのとおりで、第28条の改正と同様の改正を行おうとするものであります。

第44条は、保育所型事業所内保育事業所の職員に関する規定で、6ページをお開き願います。第3項で、こちらも先ほどの第29条及び第31条の改正で説明したものと同様、准看護師を保育士とみなすことができる旨の改正であります。

第45条は、連携施設に関する特例で、第1項は第2項を追加することに伴う文言の整理、第2項として、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業者にあつては連携施設を確保しないことができる旨の規定を追加しようとするものです。

第47条は、小規模事業所内保育事業所の職員に関する規定で、第3項で准看護師を保育士とみなすことができる旨の改正であります。

附則第2条は、食事の提供の経過措置に関する規定で、第1項では第2項の追加に伴う文言の整理、7ページをごらん願います。第2項といたしまして、施行日以後に認可を得た家庭的保育事業所にあつては、本条例施行日から10年を経過するまでの間は調理設備や調理員に関する規定を適用しないことができる旨の規定の追加、第3条は、連携施設に関する経過措置で、第45条第2項を追加したことに伴う文言の整理と、本条項による経過措置の期限を5年から10年に延長するよう改正するものであります。

第6条から、次の8ページに移って、第9条までであります。小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例で、教員免許を有する者及び保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を保育士とみなすことができる旨の規定の追加、また当該保育士とみなす規定を適用した場合、3分の2以上は保育士としなければならない旨の規定を追加しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第5号

○議長(熊林和男君) 日程第12、議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行及び国民健康保険の保険税算定の基礎となる基準所得の確定並びに令和5年度より開始される北海道の標準保険料統一に向けて税率を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、去る5月31日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(山影寿幸君) 議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成31年税制改正に伴う地方税法等施行令の一部改正により、医療分の課税限度額及び後期高齢者支援金の所得割の引き上げと軽減世帯を拡大するための所得判定算定額を見直すほか、先ほど町長からも提案理由の中で申し上げましたとおり、平成30年基準所得の確定、それから令和5年度から開始される予定の北海道標準保険料の統一に向けまして、この方式の3方式に合わせまして資産税割を廃止するほか、医療分の所得割額及び病気世帯平等割額をそれぞれ引き下げようとするものでございます。

議案第5号資料1、由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表によりご説明いたしますので、1ページをごらんください。右が現行、左側が改正案となります。なお、資料2の由仁町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容の右欄にも改正の内容が記載されておりますので、あわせてごらんください。

それでは、新旧対照表の1ページよりご説明いたします。第2条は、課税額の規定で、現行欄の第2項の記載から資産割額の規定を削る形としまして、改正案欄で「所得割額、被保険者均等割額」に改めるもの、それから現行欄に書かれていますが書き中の課税限度額58万円を地方税法施行令の改正に伴いまして改正案で61万円に改めるものでご

ございます。また、現行欄に戻っていただきまして、現行欄の第3項及び第4項につきましても第2項と同様の形で改正案欄で「所得割、被保険者均等割額」に改めるものでございます。

続いて、第3条、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定で、現行欄の第1項の所得割額の数値を改正案欄で100分の9.00に改めまして、その下、第4条の国民健康保険の被保険者に係る資産割額の規定を改正案で削除に改めるものでございます。

次ページをお開きください。第5条の2、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の規定で、現行欄、第1項に記載しております世帯別平等割額4万円、2万円、3万円を改正案欄でそれぞれ2万8,000円、1万4,000円、2万1,000円に改めるものでございます。

続いて、第6条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定で、現行欄の第1項の所得割額の数値を改正案欄で100分の2.50に改めるものでございます。

第7条、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金の規定及び第9条、介護納付金課税被保険者に係る資産割額の規定につきましても、改正案欄とともに削除に改めるものでございます。

3ページをお開きください。第23条、国民健康保険税の減額の規定で、現行欄の58万円を改正案欄で61万円に改めまして、現行欄、第1号口の規定の7割軽減額である2万8,000円、1万4,000円、2万1,000円を改正案欄でそれぞれ1万9,600円、9,800円、1万4,700円に改めるものです。

続きまして、現行欄の第2号の5割軽減規定に係ります算定基礎額、こちらの27万5,000円を地方税法施行令等の改正によりまして改正案欄で28万に改めまして、同号口の規定の2万円、1万円、1万5,000円を改正案欄でそれぞれ1万4,000円、7,000円、1万500円に改めるものです。

4ページをお開きください。現行欄、第3号の2割軽減算定に係る基準額50万円を地方税法施行令の改正によりまして改正案欄で51万円に改めまして、同号口に記載されております額8,000円、4,000円、6,000円を改正案欄でそれぞれ5,600円、2,800円、4,200円に改めるものでございます。

附則に行きまして、第1条は施行期日で、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

第2条は適用区分で、改正後の由仁町国民健康保険税条例の規定は令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、消費税による公費を投入した低所得者の保険料の軽減について、本年10月の消費税率引き上げに合わせて軽減をさらに強化するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、介護保険法施行令の一部改正が本年4月1日に施行され、10月からの消費税率引き上げに合わせ、第1号被保険者のうち第1段階から第3段階までの低所得者の保険料を軽減するため、本条例の関係規定を改正しようとするものであります。

それでは、議案資料で説明いたしますので、初めに議案第6号の2をごらん願います。A4縦の資料でございます。

第1号被保険者の介護保険料は、所得に応じて第1段階から第9段階までに分けて規定しているところであります。上の表は負担率を記載しておりますが、左側から所得階層、改正案の率、現行の率、引き下げ率を記載しております。

まず、負担率につきましては、第5段階の1.0を標準として、第4段階以下は段階的に負担率は減少し、第6段階以上は段階的に負担率が増加しているものであります。今般の改正につきましては、第1段階から第3段階について改正しようとするものであり、第1段階は現行0.45を改正案で0.375、第2段階は0.75を0.625、第3段階は0.75を0.725に引き下げようとするものであります。引き下げ率につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、下の表ですが、上の表の負担率に応じた保険料額で、負担率の改正に合わせまして第1段階では現行3万700円を改正案で2万5,060円に、第2段階は5万1300円を4万1,770円に、第3段階は5万1300円を4万8,450円に引き下げようとするものであります。引き下げ額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

なお、既に第1段階につきましては平成27年4月から軽減を実施しているところであります。上の表、下の表にそれぞれ表の下に米印で記載しているところであります。負担率では0.5を0.45に、保険料額では3万3,420円を3万700円に引き下げているところであります。

次に、新旧対照表で説明いたしますので、議案第6号資料の1をごらん願います。右側が現行、左側が改正案であります。

第2条は保険料率で、第1項は元号改正に伴う文言の整理であります。第2項は第2条第1号に規定する第1段階の保険料額の減額を規定しておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、3万700円を2万5,060円に減額する改正、第3項は第2段階の保険料を4万1,770円に減額、第4項は第3段階の保険料を4万8,450円に減額する規定を追加しようとするものであります。

2ページをお開き願います。附則であります。第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用しようとするものであります。

第2項は適用区分で、改正後の由仁町介護保険条例第2条の規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料についてはなお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第7号

○議長(熊林和男君) 日程第14、議案第7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 令和元年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では公営住宅の建設及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金の追加など、歳入では町税の増額及び事業実施に伴う補助金等の増額が主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 副町長

○副町長(田中利行君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

一般会計補正予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第7号は、会議規則第39条の規定により、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、議長を除く9名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（菊地和夫君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、大島敏弘議員、2番、加藤重夫議員、3番、早坂寿博議員、4番、羽賀直文議員、5番、浮田孝雄議員、6番、平中利昌議員、7番、大竹登議員、8番、佐藤英司議員、9番、後藤篤人議員。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時06分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に羽賀君、副委員長に大竹君であります。

予算審査特別委員会は、付託になった議案第7号について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程繰り上げの議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第29、請願第1号を日程第15として繰り上げ、先議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎日程第15 請願第1号

○議長（熊林和男君） 日程第15、請願第1号 「2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書」提出に関する請願についてを議題といたします。

事務局長に請願第1号を朗読させます。

○事務局長（菊地和夫君） 請願第1号 「2019年10月からの消費税10%中止を求める意見書」提出に関する請願について。

請願受理日は令和元年6月3日。請願者は、由仁町東光136番地、消費税10%増税の中止を求める由仁の会、代表、大久保雅子さんほか29名です。紹介議員は、大竹登議員です。

請願の趣旨については、記載のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この請願第1号については、会議規則第92条第1項の規定に基づき、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

総務文教常任委員会は、今会期中に審査を終え、議長まで報告願います。

◎延会の宣告

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日6月19日から6月20日まで休会とし、6月21日に本会議を開くこととし、本日はこれで延会をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 2時10分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

3 番議員                早 坂 寿 博

4 番議員                羽 賀 直 文